

総合的病院誘致について Vol. 4

1. 病床の確保について



▶ 病床確保のハードル

2016年12月に公募によって選考した医療法人社団葵会は、現在109床の病床を得ており、市としては公募条件である200床以上、最終的には300床規模の病院を目指して、引き続き増床を求めていきます。

しかし、病床の確保には高いハードルがあります。県の第7次保健医療計画（2018年3月策定）の検討段階では、三浦半島の二次保健医療圏で病床が131床不足するという素案が出ていたため、今年度中の増床申請について期待していましたが、2月に開催された三浦半島地区保健医療福祉推進会議において、現在、既存の病院が持つ未稼働の病床が349床あることから、「病床は不足していない」との意見が多数出され、残念ながら今年度中の増床の目途は立たなくなりました。

▶ 病床確保の可能性

一方、県の地域医療構想では、団塊世代が全て75歳になる2025年までに、三浦半島で病床が773床不足すると予測されています。つまり、超高齢化社会に備えるためには計画的に病床を増やす必要があるのです。

従って、県は三浦半島について、毎年最新の人口と病床利用率を基に再計算し、病床数の見直しを検討することとしており、今後病床確保の可能性はあると考えています。ちなみに、今回適用された算定基準を用いても、県は2020年に三浦半島で196床の病床が不足すると試算しています。

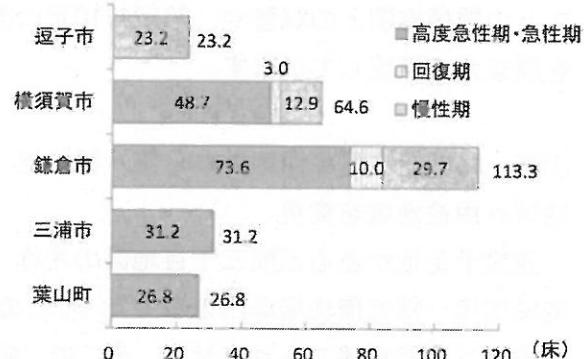
▶ 病床の機能

もう一つの難題が、病院の機能は自由には決められないということです。現在、葵会に配分されている109床のうち、救急に対応する急性期病床は24床にとどまっています。

今後、急性期病床がどれだけ配分されるかは、地区の推進会議で決定されますが、配分結果によって、病院が担える機能は変わってきます。

市としては、三浦半島の各病院に偏在している診療機能を再編し、地域医療体制を最適化・効率化する必要があると考えています。

人口1万人当たりの入院ベッド数（病床数）



* 病床数は平成28年度病床機能報告（2016.7.1時点）
人口は2018.3.1現在の推計人口。

▶ 新病院の概要

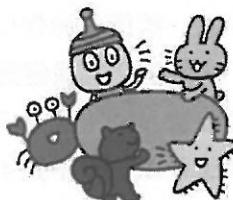
| | |
|-----------------|---|
| 病床数 | 開設時 200床以上、最終的には300床規模 |
| 救急体制 | 内科・外科は、二次救急の輪番制に参加し、24時間365日救急体制の確立を目指す。小児科は、医師の確保ができ次第実施。 |
| 診療科目 (全13科目) | 内科、循環器科、小児科、外科、脳神経外科、整形外科、婦人科、口腔外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科 |
| その他 | 災害時の拠点 在宅療養の後方支援 地域医療との連携 |

※診療科目などは、現時点での予定であり、変更となる可能性があります。

➤ 検討会での意見

5月22日（火）に開催された、総合的病院に関する検討会（地域連携機能等検討会及び建設等検討会）では、次のような意見が出されました。

- ・病床が確保できたとしても、医師・看護師などの医療従事者を本当に集められるのか危惧している。開院しても、スタッフ不足で休棟したり、救急医療の体制が整えられなかっただ場合、市民はこんなはずではなかったと思うのではないか。
- ・病床を確保するためには、地域の医療関係者の理解がとても重要である。市長が三浦半島地区の推進会議において、病院誘致について説明する必要があるのではないか。
- ・一次救急をどの程度実施してくれるのか、市民にきちんと伝わっていない。逗葉医師会と協議すべきではないか。
- ・病院建設予定地の地区計画について、用途は病院に限定してよいのか。病床確保の目途が立たない中、地域医療を支えるものは病院だけではないので、もう少し幅を持たせた方がよいのではないか。



2. 都市計画手続きと周辺環境の整備

（1）都市計画決定

総合的病院の誘致に当たり、2種類の都市計画決定を予定しています。それぞれ、神奈川県などの関係機関との調整や、2017年10月に実施した2度の説明会、1月の地区計画の縦覧などを踏まえて策定しています。

①第一種低層住居専用地域から第一種住居地域へ用途地域を変更

建設予定地がある沼間三丁目地区の用途地域は第一種低層住居専用地域であり、このままでは病院が建てられません。そこで、病院建設が可能な第一種住居地域に変更する必要があります。

②地区計画の作成

沼間三丁目地区には、緑豊かで良好な住宅地の供給を目的として開発整備された逗子アーデンヒル住宅地があります。用途地域を変更することによる同住宅地への影響を抑え、さらに、公共施設などを整備し合理的・健全な土地利用を推進するために「沼間三丁目地区公共交通施設整備地区地区計画」を定めます。

2018年度の予定

都市計画決定までの流れ

- 6～7月 都市計画案の公示、意見陳述の申出の受け付け
- 9月 公聴会（意見陳述の申出があれば）
- 10月 神奈川県との協議
- 11～12月 都市計画案の公告・縦覧、意見書の提出の受け付け
- 2月 市都市計画審議会での審議
- 3月 都市計画決定、決定内容の告示・縦覧

用途地域

13種類あり、種類ごとに建築できる建物の用途、容積率、建ぺい率などの建築規制が定められている。

地区計画

住民の生活に結びついた地区を単位として、建築物等の用途、建ぺい率・容積率、高さなどの制限及び道路、公園などの配置等について地区の特性に応じてきめ細かく定めることによって、良好な市街地環境の形成又は保持を図るもの。

(2) まちづくり3条例

市内での一定規模以上の開発行為、建築行為等は、まちづくり条例、景観条例、良好な都市環境をつくる条例の適用対象となり、住民説明会の開催や審査委員会での意見聴取などの手続きを経る必要があります。



(3) 路線バスの導入

病院の誘致の取り組みと同時に、病院利用者の交通手段として路線バスが活用されるよう、京浜急行バスの既存路線の延伸を要望しています。

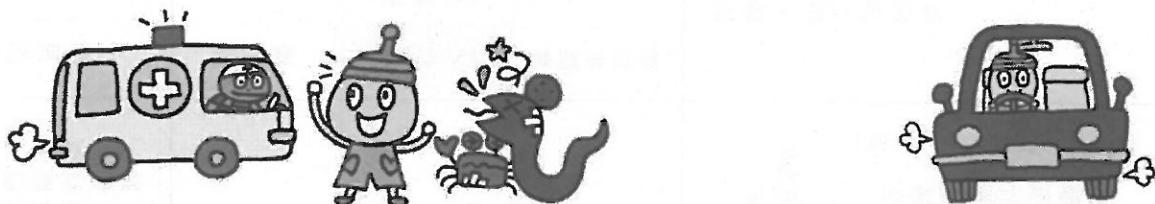
また、地域住民の要望を受け、逗子アーデンヒル住宅地を経路とするミニバス導入の可能性について検討するとともに、バス事業者と住民との面談実現に向け、4月には市所管課と京急バス逗子営業所と話し合いを行うなど、調整を進めています。

(4) アーデンヒル入口交差点の改良計画について

交通量調査を基に、逗子アーデンヒル入口交差点の交通量を解析しました。その結果、病院建設後に予想される交差点に流入する交通量は、現在の交差点の形状においても問題なく流れることが確認されました。これを受け拡幅せず、バス路線の導入に必要となる交差点改良工事を想定した、県警本部などとの協議を2017年12月7日に終了しました。

また、病院入口についてもあわせて改良計画を策定しました。

なお、今後は、病院利用者の交通手段として路線バスが導入されるのか、ミニバスとなるのかなどによって、交差点の形状変更の有無が変わります。



総合的病院誘致についてのご意見をお寄せください。

【郵送】〒249-8686 逗子市逗子5-2-16

【FAX】046-873-4520

【Web】総合的病院誘致に関するご意見フォーム

https://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/kenkou/byouin_yuchi/opinion/



逗子市福祉部国保健康課健康係

総合的病院に関するスケジュール

| 年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|-----------------------|--|--|---|--|
| 都市計画手続きへ用途地域変更・地区計画決定 | <p>県・調整機関等と事前相談・調整</p> <p>都市計画の公示・閲覧</p> <p>法定協議</p> <p>都市計画案の策定</p> <p>公告・法定縦覧</p> <p>市都市計画審議会</p> <p>都市計画決定公示・縦覧</p> <p>条例案上程・議決</p> | <p>地区計画の区域内における条例改正作業 (ハイコメ含む)</p> | <p>景観条例</p> <p>3 条例手続き</p> <p>良好な都市環境を くる条例を まちづくり 条例</p> <p>事前相談書</p> <p>審査委員会</p> <p>住民説明会</p> <p>公聴会</p> <p>手続完了</p> | <p>※各条例手続きにおいて、公聴会が開催される場合のスケジュールです。</p> <p>※各条例手続きにおいて、公聴会が開催される場合のスケジュールです。</p> <p>都計法・建築基準法関連</p> <p>都計法・建築基準法関連</p> <p>都計法 29条許可</p> <p>都計法 32条同意</p> <p>建築着工可</p> <p>建設法建築確認</p> <p>手続完了 (公聴会)</p> <p>事前協議 申請書</p> <p>各課・関係機関ヒ協議</p> <p>構想届</p> <p>住民説明会</p> <p>市民説明会</p> |
| その他 | | | | <p>市民説明会</p> <p>市民説明会</p> <p>市民説明会</p> <p>（見直す場合）県保健医療計画の改定</p> <p>（見直す場合）病院建築工事着工予定 (工事期間 15か月予定、 2022年度中 開設目途)</p> |

※以降、毎年度県が見直しについて検討